〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人社団寺内整形外科

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　滋賀県守山市守山６丁目１番６３号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成９年２月２４日

(4) 設立登記年月日　　平成９年３月１３日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	寺内 正樹	管理者
理　　事	寺内 早苗	
同	寺内 真美奈	
監　　事	南本 一志	

注）１．社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４７条第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開　設　場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 寺内整形外科	２５１０７００７５６	滋賀県守山市守山 ６丁目１番６３号	一般病床　０床 療養病床　０床 ［医療保険　０床］ ［介護保険　０床］

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月１７日　　令和６年度決算の決定

令和７年９月３０日　　理事及び監事全員任期満了による改選の件

令和８年７月３１日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２

法人名　医療法人社団　寺内整形外科
所在地　滋賀県守山市守山６丁目１番６３号

※医療法人整理番号	0	0	1	7	2

財　産　目　録

（令和８年７月３１日現在）

１．資　産　額	22,170	千円
２．負　債　額	8,729	千円
３．純　資　産　額	13,441	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ　流　動　資　産		17,202
Ｂ　固　定　資　産		4,968
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	22,170
Ｄ　負　債　合　計		8,729
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	13,441

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有(部分的に賃借)）

様式３－２　　（診療所のみを開設する医療法人）

法人名　医療法人社団　寺内整形外科
所在地　滋賀県守山市守山６丁目１番６３号

※医療法人整理番号	0	0	1	7	2

貸　借　対　照　表

（令和８年７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	17,202	Ⅰ 流動負債	1,452
Ⅱ 固定資産	4,968	Ⅱ 固定負債	7,277
１ 有形固定資産	4,918	（うち医療機関債）	
２ 無形固定資産	0	負債合計	8,729
３ その他の資産	50	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科目	金額
		Ⅰ 出資金	8,000
		Ⅱ 積立金	5,441
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	13,441
資産合計	22,170	負債・純資産合計	22,170

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人社団　寺内整形外科
所在地　滋賀県守山市守山６丁目１番６３号

※医療法人整理番号	0	0	1	7	2

損　益　計　算　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	41,558
2 事業費用	44,921
本来業務事業損失	△ 3,363
事業利益	△ 3,363
Ⅱ 事業外収益	55
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	△ 3,308
Ⅳ 特別利益	0
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 3,308
法人税等	75
当期純利益	△ 3,383

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式５

監　事　監　査　報　告　書

医療法人社団　寺内整形外科
理事長　寺内 正樹　　殿

私は、医療法人社団　寺内整形外科の令和７年会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月３０日
医療法人社団　寺内整形外科

監事　南本　一志